

建設工事に関わる全ての人の適正利益の確保

1160038 尾崎 友光

高知工科大学 システム工学群 建築・都市デザイン専攻

建設投資額が減少し、需要と供給のバランスの崩れによる行き過ぎた価格競争による一番の犠牲者は下請会社である。現場で作業する技能労働者の適切な賃金を確保しなければ、建設業の人手不足、イメージアップは図れず、今後の建設業は廃れる一方であると考えられる。建設業の適切な発展のために、下流から上流への積上げによって受注価格が決まる仕組みを検討した。

1. 背景

近年、建設投資額が減っており、公共工事における競争が激しくなっている。それに伴って入札による価格競争が進み、低入札調査基準価格・最低制限価格付近を狙った入札が増加している¹⁾。税金を使った公共工事では安い価格で工事を進められることは良いことのように思えるが、工事に関わるすべての業者が適切な利益を得られていない現実がある。建設業界の人手不足に対応するためには、まずこの問題を解決すべきである。

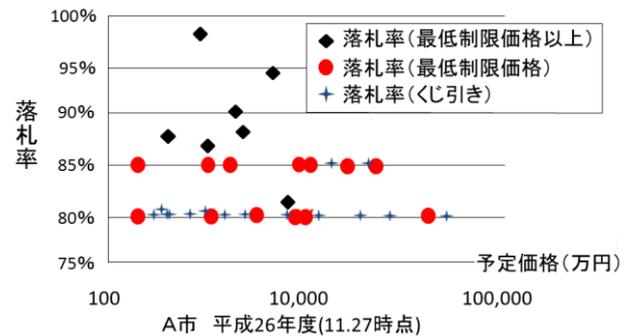


図1 一般競争入札落札率と予定価格の関係²⁾

2. 研究の目的と方法

本研究は、建設工事に関わる全ての人が適切な利益を確保することで、建設業の適切な発展と魅力発信につなげる方策を検討することを目的とした。

研究方法として、日本の建設業の現状を調査し、諸外国の建設業と比較・分析することで、今後どうあるべきかを提案する。

3. 調査結果及び考察

3.1 応札額について

入札契約の現状として、官積算の基準が公表されているため、最低制限価格・低入札調査基準価格を導き出せる。一般競争契約においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものが落札者となる。図1によると最低制限価格を狙った入札が多発し、くじ引きによって落札者を決定している例も多く見られる²⁾。

最低制限価格等を計算によって導き出せる現状では、自社の技術、地場の強さを生かしてコストダウンを図る優秀な業者が落札できなくなる恐れがある。最低制限価格を狙った入札をして落札した業者は、落札後に実行予算を組むこととなり、利益が分かるのは落札後である。結果的に安値受注とならざるを得ず、そのしわ寄せとなるのは下請である。それを防ぐためには、落札額が決まってから下請価格が決まる仕組みを改善しなければならない。

3.2 賃金決定方法について

日本の技能労働者の賃金については、官積算で用いられる「公共工事設計労務単価」以外に目安がないため、これを基に支払われていると考えられる。



図2 若手中堅の技能労働者の離職原因³⁾

しかし、この基準は前年度実績をベースとしているため近年見られた復興需要、東京五輪といった急激な労務単価、材料費の高騰には対応できない可能性がある。そのため、予定価格の100%で落札しても利益が出ない恐れや仕事量に見合った賃金がもらえない可能性がある。図2に見られるように、技能労働者の離職原因の1位が収入の低さであることから、能力や仕事量がきちんと評価されていないと感じる人が多い事がわかる。

3.3 下請保護について

建設業界は建設業法があるために、下請法（下請代金支払遅延等防止法）の適用外である。しかし、現在の建設業法では元請から下請に対しての遵守すべき事項が記載されているだけで、下請を保護する項目がない。

図3から、技能労働者の賃金下落要因のほとんどが元請からの原価を割るような単価での受注であることがわかる³⁾。これが事実であれば、建設業法第十九条の三（不当に低い請負代金の禁止）に反する。建設業法には、下請が元請を告発した際に、不利益な取り扱いをされないように保護される法律がない。そのため、下請が今後の仕事に影響が出ないように元請の要求を受け入れざるを得ない状況だとすると対処しなければならない。

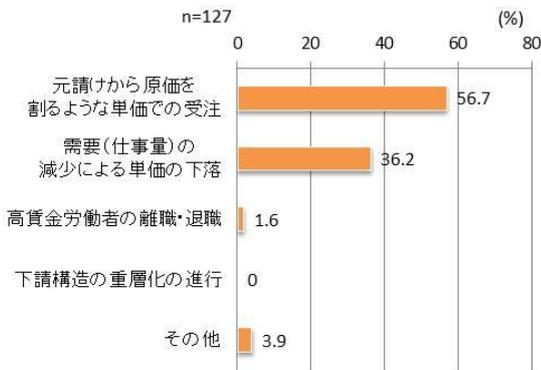


図3 技能労働者の平均賃金単価の下落原因³⁾

3.4 元請の自社施工率について

諸外国の建設業界では、発注者が元請に対して一定の自社施工率を求めている。アメリカでは、連邦規則集CFR(Code of Federal Regulation)において最低比率が定められている。道路工事を例に挙げると、受注者自らが施工する最低比率を規定しなければならず、この比率は30%を下回ってはならない。フランスでは、分離発注が主流であるために、土木工事においては50%以上が元請の施工となる。ドイツではマイスター制度の名残で原則が分離発注のために、元請施工率が70%と高めである。

日本のゼネコンの役割を考えると、分離発注を提案するのは困難だと考える。しかし、諸外国のように自社施工率を高める、もしくは下請数を制限することで間接経費を減らすことができ、労働者賃金へのしわ寄せを軽減できると考える。

3.5 諸外国での下請保護

フランスでは、元請から下請に対して不当に低い金

額で契約することを防ぐために下請法6条によって、元請が下請を使うときには、下請契約の相手先、工種、金額について発注者の承認と代金支払方法の同意が義務付けられ、公共工事の場合は原則的に直接支払いが行われる。

ドイツでも同様な規則が定められており、建設工事請負契約規則(VOB)において「代金支払条件等において発注者との間に合意した条件よりも不利な条件を下請負人に課してはならないこと」とある。

3.6 熟練度の資格化

ドイツでは、技術の習得が困難、もしくは第三者の健康や生命に危険を及ぼす恐れがある手工業において手工業マイスター制度と呼ばれる資格制度（ドイツ連邦共和国における国家資格）が設けられている。熟練度によって三つの資格級に分けられており。上からmeister(親方)、gezer(職人)、lehrling(徒弟)となっている。建設業の多くの職種にも、マイスター制度が存在し、マイスター取得者は徒弟の訓練指導者となるなど次世代の育成にも繋がっている。

熟練度を資格化することによって、技術者の能力の評価に一定の基準ができ、安定した給与や待遇への一つのきっかけになると考える。また、待遇、給与面で評価してもらえることで、職人としての誇りを持ち、より仕事に身が入ることや、将来に夢を持って建設業を志す人が増えることに期待できると考える。

4. 結論

本研究から、以下の結論を得た。

- (1) 入札時において、下請にいくら支払うかなどの積算明細を発注者がチェックする仕組みが必要である。
- (2) 技能労働者の能力と賃金とを関連付けるための評価基準として、技術の熟練度を資格化するのがよい。
- (3) 下請け保護に関して、建設業法では不十分であるため、下請保護に関する法整備を進める必要がある。
- (4) 元請の自社施工率を高め、下請数を減らすことで、間接経費が減って、技能労働者へのしわ寄せが低減できる。

<参考文献>

- 1) 木下誠也：五輪後の建設産業の発展のために、建設業界，2015年6月
- 2) 関 健太郎：高知の新たな公共工事システム研究会資料，2015
- 3) 建設技能労働者の確保に関する調査報告書，社団法人 建設産業専門団体連合会